

再委託業務仕様書

1 内 容

都南老人福祉センター防火設備定期点検業務委託

2 履行回数

毎年度 1 回

3 履行場所

(1) 所在地 盛岡市下飯岡 8 地割100番地

(2) 建物の名称 都南老人福祉センター

4 業務内容

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第 4 項の規定に基づく防火設備についての点検（以下、「防火設備点検」という。）。
ア 内容

防火設備の点検（復旧作業含む）及び報告書の作成

イ 対象となる防火設備

点検対象施設に設置してある防火扉等（平成28年国土交通省告示第723号の点検が必要なものの全て。）。設置台数は 2 台の予定だが、現地調査により再確認すること。

なお、点検の期間内において、工事等があり点検できない設備については、原則点検不要とする。

ウ 点検方法

一般財団法人日本建築防災協会編集の「防火設備定期検査業務基準（最新版）」による。

エ 報告

(ア) 防火設備等点検結果の報告

各点検が終了した際には、点検施設ごとに防火設備点検結果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

a 提出方法

A 4 版（A 4 サイズに折込み可）で 2 部作成し、点検施設及び指定管理者に各 1 部提出すること。

b 提出期限

1 か月以内

c 作成書類

指定する様式により点検報告書、各防火設備の点検結果表、点検結果図、要是正箇所の写真を作成すること。作成内容の詳細は、建築基準法施行規則第 6 条第 3 項に定める様式（第三十六号の八様式及び各防火設備の検査結果表（別記第一～四号様式）、検査結果図（別添 1 様式）、要是正箇所の写真（別添 2 様式））に準じること。

点検結果図は、簡略的な平面図で支障ないが、該当する防火設備の位置が把握できる内容とすること。

(イ) 緊急対応事項の報告

検査時において緊急的に修繕等の対応が必要になったものは、速やかに指定管理者へ報告すること。

(2) 防火設備不具合是正の助言等

検査の結果、不具合が発見された場合は、是正のために必要な対応について助言すること。

5 その他

- (1) 点検の実施に当たっては、施設利用者の安全に特に注意するとともに、建物、設備等に損壊、損傷を与えないよう充分注意すること。また、点検実施の際に現状を変化させた設備等については、点検前の状態に復旧すること。
- (2) 防火設備点検結果報告書の作成にあたり調査が困難な項目がある場合は、市及び指定管理者と協議を行うこと。
- (3) 防火設備の点検作業は、建築基準法で定められた有資格者により行うこと。
- (4) 受注者の業務が完了したときは、指定管理者に完了届を提出すること。指定管理者は適正に実施されたか確認すること。
- (5) その他、関係法令を遵守し業務を行うこと。